

平成25年度 第11回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成26年2月17日（月）9：00～10：50

場所：5階庁議室

<議題1>9：00～9：45

【議題】 第2次熊本市地下水保全プランについて

【提案局】 環境局（水保全課）
説明者：石櫃環境局長（山本水保全課長）

【出席者】 幸山市長、牧副市長、高田副市長、西川総務局次長、原本企画振興局長、岡財政局長、多野農水商工局長、木下観光文化交流局次長、田雑都市建設局総括審議員、宮原上下水道事業管理者、廣塚教育長

【付議内容】 第2次熊本市地下水保全プランについて確定したい

【資料】 ◇付議事項調書（様式1）
◇審議結果を受けての修正
◇第1次熊本市地下水保全プラン（旧プラン）の取り組み、重要課題
◇第2次熊本市地下水保全プラン（新プラン）の概要
◇現行プラン（第1次熊本市地下水保全プラン）と新プラン（第2次熊本市地下水保全プラン）の施策体系の比較
◇第2次熊本市地下水保全プラン（平成26～30年度）
◇プラン日程
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆一部修正の上了承

【議事概要】 ◇第2次熊本市地下水保全プランについて、以下の点に対応の上、了承。
・ 地下水質の状況について、よりわかりやすく表現を修正すること。
・ 地下水財団との連携についてプランに追記するとともに、その関係について整理すること。
・ 概要版において、水質対策として施肥対策などを実施することも含めて記載すること。

【審議の経過】 ◇硝酸性窒素削減対策について、本プランの中で県や周辺市町村と連携して取り組むという記載はあるか。（牧副市長）
⇒硝酸性窒素削減対策の今後の方向性で記載している。（山本水保全課長）
⇒硝酸性窒素濃度の状況について、市外の上流域の市町村に関する科学的なデータはあるか。（多野農水商工局長）
⇒調査数は少ないが、県による上流域の市町村の調査データはある。それを見ると、現在のところ基準を超過するものではない。平成24年度に地下水

財団と一緒に作成したシミュレーションから見ても、上流域よりも、やはり本市内の小山戸島地域に課題があるものと考えている。ただし調査数が少ないため、県にはより実態に則して調査するよう依頼しているところ。（山本水保全課長）

◇硝酸性窒素濃度に関して新たに設置する補助指標において、適正施肥を検討した農家は、適正になった農家だと考えて良いのか。（高田副市長）

⇒検査を行って分析した結果、適正に施肥されていくものと考えている。

（山本水保全課長）

◇地下水質の状況について、硝酸性濃度が上昇傾向にある一方で、揮発性有機化合物については改善していることを並列的に記載しており、わかりにくいのではないかと。（牧副市長）

⇒揮発性有機化合物に関する記述との書き分けについて検討し、表現を修正したい。（石櫃環境局長）

◇地下水財団との関係についての記載が限定的。財団との関係をどうするか、整理しておくこと。（幸山市長）

⇒地下水財団での取り組みについて追記するとともに、その関係について改めて整理したい。（石櫃環境局長）

◇プランの概要版では、水質改善について、具体的な取り組みとして、家畜排せつ物処理しかしないような印象を受ける。水質の補助指標として施肥を加えたことも考慮して、施肥対策を含めた、水質改善に関する取り組みを記載した方が良いのではないかと。（田雑都市建設局総括審議員）

⇒施肥対策を含めた取り組みについて記載を加えたい。（石櫃環境局長）

◇財団で作成したシミュレーションの活用はいかがか。（原本企画振興局長）

⇒シミュレーションの活用について、熊本地域全体で活用されているとはいえない状況。本市としては、硝酸性窒素に関する第3次計画を策定する際には、活用する見込み。県にはデータの提供を依頼しているところ。

（山本水保全課長）

⇒周辺市町村で、対策を考えているところもデータを使うのではないかと。データを使わないにしても、対策は行うのか。（幸山市長）

⇒周辺市町村でも対策を予定しているところはあるが、その際のデータの使用については、使用すると伺っているところとそうでないところがある。

（山本水保全課長）

<議題2> 9:50~10:50

【議 題】 熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画（案）について

【提 案 局】 環境局（水保全課）
説明者：石櫃環境局長（山本水保全課長）

【出 席 者】 幸山市長、牧副市長、高田副市長、西川総務局次長、原本企画振興局長、岡財政局長、多野農水商工局長、田雑都市建設局総括審議員、西島東区長、宮原上下水道事業管理者、下川農業委員会事務局長

【付議内容】 熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画（案）について確定したい。

【資 料】 ◇付議事項調書（様式1）
◇熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画（案）概要版
◇熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画（案）
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆一部修正の上了承

【議事概要】 ◇熊本市家畜排せつ物処理施設整備基本計画（案）について、以下の点に対応の上、了承。

- ・ 農林水産省及び環境省に対し、支援の要望を行うこと。
- ・ 施設利用対象者に関する記載を修正すること。
- ・ 施設利用料に関する記載について、農家の便益もふまえて記載すること。
- ・ ランニングコストについて正確な表現に修正すること。
- ・ 施設利用に関する担保について検討すること。

【審議の経過】 ◇施設整備することで、硝酸性窒素汚染がどの程度改善する見込みか。
（牧副市長）

⇒施設整備によって、4割程度改善する見込み。（山本水保全課長）

◇政策調整会議後に追記した受け入れ対象地区に関する記載は、有識者と協議した結果、より地域住民に受け入れられやすい記載に修正したいと考えている。（山本水保全課長）

⇒将来的な検討について、現時点でどこまで地域住民に説明するかということ。小山戸島地区のためだけに設置するのではないことについて、地域住民に説明し、理解を得ていく必要がある。（高田副市長）

◇施設利用料について、対象農家にとってはもちろん安い方がいい。しかし施設を公設する上では、対象農家の負担も必要。ランニングコストの何割程度を対象農家が負担することになるのか。（幸山市長）

⇒施設利用料については、類似施設の状況も参考にしながら、対象農家が利用可能な範囲内だと考えている。対象農家の負担などを差し引いた上で、

ランニングコストを 5000 万円と見込んでいる。(石櫃環境局長)

⇒公設で設置するのであるから、経費全体でいくらかかるのか。またそのうちの程度を対象農家が負担する見込みになるのかは、記載する必要がある。(幸山市長)

⇒環境汚染対応としては、原因者負担という原則で対応してきたところ。市が負担する理由についての整理が必要。(岡財政局長)

⇒家畜排せつ物の処理について、対象農家自身も、地域住民から悪臭の苦情があっていることと、また飼料作物育成の観点で糞尿を撒きすぎると悪影響があるということも理解している。そこで、便益を計算して、合理的な負担がどのくらいが適正なのか農家に提示することで、理解を得られるのではないか。(多野農水商工局長)

⇒対象農家に対しては、農家の意向を確認するだけでなく、施設を利用することで、どの程度便益があるかを説明することで、理解を得ていかなくてはならない。(高田副市長)

⇒なお、維持管理費は、上下水道局が一定の負担をするのが合理的ではないか。(多野農水商工局長)

◇公の施設か否かの判断については、対象農家が約 50 戸という施設であっても、市民福祉の向上に対応するものであり、市が設置するのであれば、公の施設として取り扱えるのではないかと考えている。運営協議会は附属機関だと思う。そうなってくると管理運営を直営でやるのか指定管理者でやるのかという話になる。(西川総務局次長)

◇施設整備の財源について、国からの補助の可能性はいかがか。(岡財政局長)

⇒環境省において検討がなされており、本年度中に取りまとめの予定。その中でなんらかの支援を打ち出したいという方向。本市としても、環境面から取り組んでいるということで要望を行っている状況。また、農林水産省にも要望を伝えているところ。(山本水保全課長)

⇒地下水を守るという観点で、国土交通省ではどうか。(高田副市長)

⇒国土交通省の支援としては、下水道施設に着目して整備する。もしくは地域づくりとしてエリアを限定して整備するという視点になる。ただ熊本市の取り組みは広域になるもので、国土交通省の支援の対象にはなりにくいとする。(田雑都市建設局総括審議員)

⇒今後の国における TPP 対応のことを考えると、農業支援が見込めるのではないか。(岡財政局長)

⇒農林水産省においては、家畜排せつ物に関する手当ては既になされたものという論議で、今後の支援は見込みにくい。農林水産省にはこちらからも言っていくが、この施設設置の財源補助については、環境の視点から考えないと難しいのではないか。(多野農水商工局長)

⇒環境省としては、さきほど話があったように、元々原因者負担という考え方があり、こういった場合何をするかということ、支援ではなく規制になる。規制で対象農家に対応できなければ、事業をやめさせるという方向になる。そういう意味では、農政側からの取り組みが必要ではないか。

（田雑都市建設局総括審議員）

⇒農林水産省における支援は見込めないということだが、家畜排せつ物処理の課題はまだ終わっていないということで、財源の確保も含めて、環境省も含めて要望していかななくてはならないと考えている。（幸山市長）

⇒農水商工局としても、一緒に取り組んでいくものと考えている。

（多野農水商工局長）

◇対象農家全戸に対して、施設利用を求めていく担保をどうするのか。

（原本企画振興局長）

⇒対象農家全戸が参加しないと施設設置の意味はないと考えているところ。施設利用を促していくために、担保は必要だと考えている。その手法について、今後検討していきたい。（山本水保全課長）

⇒市民としては、市で施設を設置することを理解してもらえと思う。しかし当事者が問題。当事者に負担してもらうことを納得していただく必要がある。（高田副市長）

◇開発許可及び建築基準法 51 条の規制については、今後の手続きについて、その都度協議させていただきたい。（田雑都市建設局総括審議員）

◇硝酸性窒素の問題は全国的な問題だが、熊本ほど一体的に取り組んでいる地域は珍しい。そういう意味では、環境対策として打ち出すと、熊本独自の問題として捉えられてしまうので、その効果などについてははっきり言っていた方がよい。（田雑都市建設局総括審議員）

◇対象農家が搬入を直接することは難しいのか。（西川総務局次長）

⇒搬入支援については、農家からの要望もあっており、今から検討して、適正な搬入料も負担をしてもらう中で実施したいと考えている。

（石櫃環境局長）

◇施設設置予定の土地は、農業振興地域が被っている。環境対策の施設と理解しているが、その整理はどう考えているのか。（下川農業委員会事務局長）

⇒農業対策の施設であるので、農業振興地域から外す必要はないと考えてきたところ。（石櫃環境局長）

⇒農業振興もそうだが、都市計画上での整理もあり、複雑な状況にある施設である。整理が必要。（田雑都市建設局総括審議員）

⇒用途区分については、関係課と調整が必要。（下川農業委員会事務局長）